

■10月25日に増設ALPS配管洗浄作業において、廃液が飛散したことによる身体汚染が発生し、作業員2名（A,B）の方が管理対象区域退出基準（ $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ ）以下に除染できなかったことから、医療機関に搬送しています（10月28日に退院）。今般、作業員2名の実効線量および皮膚の等価線量の評価を終えたことからお知らせ※1いたします。

※1 作業員C、D、Eの当該作業による実効線量および皮膚の等価線量については11月16日にお知らせ済。

■いずれの作業員も、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」に定める「当該作業における実効線量:5mSv」、「皮膚の等価線量限度:年間500mSv」を超えないことを確認しています。また、体調面に問題はなく、汚染していた部位の皮膚に異常は確認されていません。

	配管洗浄作業（10月25日）における 実効線量（mSv）  【発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことで 5mSvを超えるおそれがある場合は事故故障等の報告が必要になる】	2023年度（4月～10月）の 皮膚の等価線量（mSv）  【法令線量限度：年間 500mSv】	(参考) 洗浄廃液付着による 皮膚の等価線量（mSv）
作業員 A	0.9	88.3	76.6※2
作業員 B	0.6	55.8	51.2※2
作業員 C	11月16日に公表済 0.2	7.0	皮膚汚染なしのため 評価対象外
作業員 D	0.02	4.9	0.1 未満
作業員 E	0.02	1.4	0.2

※2 管理対象区域退出基準である $4\text{Bq}/\text{cm}^2$  以下であることを確認した11月16日までの累積値